

企 画 提 案 説 明 書

1 業務の目的

豊富な森林資源を持つ本道では、カーボンニュートラルな原料である木質バイオマスをエネルギーとして利用することが重要であり、地域での熱利用促進の取組や原料となる林地未利用材等の集荷コストの低減の取組を行い、未利用な再生可能資源を化石燃料の代替として活用させ二酸化炭素の排出削減に貢献することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

令和5年度（2023年度）木質バイオマスゼロカーボン推進事業委託業務

(2) 業務内容

内容の詳細は、別紙「企画提案指示書」を参照のこと。

(3) 履行期限

令和6年(2024年)3月15日（金）

(4) 発注者

北海道

3 契約の方法等

(1) 契約方法 総合評価一般競争入札

(2) 委託期間 契約締結の翌日から令和6年(2024年)3月15日（金）までとする。

(3) その他

ア 本業務は、新型コロナウイルス感染症などの影響により、業務内容の変更や業務委託を中止する場合があります。その場合は、道と提案者の双方の協議により提案内容を変更するか、契約を行わないことがあります。

イ 委託契約締結後、新型コロナウイルス感染症などの影響により業務の一部中止や実施方法の変更を求める場合があります。

4 企画提案書の提出に要求する資格

次のいずれにも該当する者とする。

(1) 単独法人、法人以外の団体又は複数法人等（法人、法人以外の団体も含む。）による複合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 単独法人、法人以外の団体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体等であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道競争入札資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

（ア）道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

（イ）本社が所在する都道府県の事業税（道税の納税義務がある場合は除く。）

（ウ）消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。（当該届出の義務がない場合を除く。）

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

（イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、この総合評価一般競争入札に参加する者でないこと。

5 業務上の留意事項

本事業は、国の「電源立地地域対策交付金」を財源とする事業であり、事業成果の計測や効果検証などを国から求められている趣旨を十分踏まえるとともに、次の事項に留意すること。

- (1) 業務内容の詳細は、企画提案の内容を基本とし、道と受託者が協議して決定する。
- (2) 研修会等の配付資料には「令和5年度電源立地地域対策交付金事業」を標示することにより、同交付金事業の周知を行うこと。

6 手続き等

業務の委託にあたり、企画提案参加希望者から事前に参加資格審査申請書を徴取して資格の有無を審査し、資格を有する申請者には、企画提案書の提出を要請する。

- (1) 担当部課（提出・問い合わせ先）

北海道水産林務部林務局林業木材課

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎11階

011-204-5502（ダイヤルイン） FAX：011-232-1294

- (2) 参加資格審査申請書

提出期限 令和5年(2023年)6月9日(金)午後5時 必着

提出場所 上記(1)に同じ

提出方法 持参または郵送（書留郵便に限る）

なお、持参の場合の受付時間は、土、日、祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで。

- (3) 企画提案書

提出期限 令和5年(2023年)6月16日(金)午後5時 必着

提出場所 上記(1)に同じ

提出方法 上記(2)に同じ

- (4) 無効となる参加資格審査申請書または企画提案書

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 虚偽の内容が記載されているもの。

- (5) 企画提案書の提出を要請する参加者等への通知（郵送）

提出された参加資格審査申請書の内容を審査し、資格要件を満たしている者には企画提案書の提出要請を通知する。また、資格要件を満たしていない者には、その旨を通知する。

- (6) 落札者等への通知（郵送）

落札者は、落札者決定基準に基づき、入札価格及び提案内容を評価の上、後日決定し、落札者及びその他の参加者に対し通知する。

7 受託者の決定方法

企画提案者から提案内容を聴取した上で、最も優れた企画提案を選定するため、令和5年度（2023年度）木質バイオマスゼロカーボン推進事業委託業務に係る総合評価審査会を設置し、8に掲げる評価項目について審査・評価を行い、落札者決定基準に基づき、入札価格及び提案内容を評価の上、受託者を決定する。

なお、企画提案者が5者を超える場合、事前に企画提案書の書面による予備審査を行い、聴取対象者を5者以下に絞ることがある。また、聴取対象者とならなかった企画提案者の提案は無効とする。

8 評価項目

企画提案書の審査・評価は、以下の事項について行う。

(1) 全体評価

ア 提案内容的確性・指示書に対する理解

- ・北海道が提示する指示書の内容を十分に理解しているか。

イ 事業に対する理解・知識

- ・事業内容及び目的に対する理解・知識が十分であると読み取れる提案内容となっているか。

(2) 実施体制・実績

ア 業務全体の実施体制・役割等

- ・業務全体の実施にあたって必要な実施体制（人数や役割等）について、具体的に明記されているか。

イ 同様の業務実績

- ・過去に同様の事業を受注した実績があるか。

(3) 実施方針

ア 事業体向け研修会

- ・木質バイオマス原料の効率的な集荷に関する事業体向けの研修会を開催できる実施体制となっているか。

- ・事業者の木質バイオマス原料の効率的な集荷に資する研修内容となっているか。また、渡島・檜山、オホーツク、釧路・根室地域での開催となっているか。

イ 市町村等向け研修会

- ・木質バイオマスボイラーの導入を検討している市町村等向けの研修会を開催できる実施体制となっているか。

- ・市町村等の木質バイオマスボイラー導入検討にあたり参考となる研修内容となっているか。また、後志、上川、留萌地域での開催となっているか。

ウ アドバイザー派遣

- ・市町村等からのアドバイザー派遣要請に対し、専門家を派遣できる実施体制となっているか。

- ・派遣するアドバイザーは市町村等に対し助言・指導ができる経験・実績を有しているか。

(4) その他

ア 事業実施における環境への配慮

- ・事業実施に際して、温室効果ガスの排出量を削減する等、環境に配慮した取組を計画しているか。

イ 事業者自らが行っている温室効果ガスの排出削減への取組

- ・研修会の参加者等にゼロカーボン等に取り組むメリット等を伝えるにあたり、事業者自らが「ゼロカーボンチャレンジ登録」や「北海道地球温暖化防止対策条例に基づく排出量の報告」を行うなど、ゼロカーボンに積極的に取り組んでいるか。

9 企画提案書の作成上の留意事項

別紙「企画提案指示書」を参照のこと。

10 委託業務の契約締結

原則として、道は、総合評価審査会で決定された最も有利な者に対し、所定の手続きを経た上で、当該業務に係る契約を締結する。

ただし、上記いずれの時点においても失格要件が判明した場合は、総合評価審査会で審査のうえ、失格とする。

失格要件は次のとおり。

(1) 企画提案書に虚偽の記載があることが判明した場合

(2) その他、事業を遂行できない重大な事由が発生した場合

11 契約書及び委託業務処理要領

別紙「契約書（案）」及び「委託業務処理要領（案）」を参照のこと。

12 契約保証金

契約保証金は免除する。ただし、契約を締結するものが契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

なお、契約保証金の納付の免除、給付方法等は、地方自治法施行令第167条の16、北海道財務規則第171条の定めるところによる。

13 その他

- (1) 企画提案書提出要請の通知受理後に、総合評価一般競争入札の不参加を決めた場合は、その旨連絡すること。
- (2) 企画提案者のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。
- (3) 提出期限後以降における参加資格審査申請書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出された参加資格審査申請書及び企画提案書は返却しない。
- (5) 提出された参加資格審査申請書は企画提案参加事業者の選定以外に、また、企画提案書は選定以外に、提出者に無断で使用しない。
- (6) 公平性、透明性、客観性を期するため、選定された企画提案書を公表することができるものとする。